



監査結果公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年度定期監査（前期）の結果について

令和元年12月26日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 中 川 利 雄

令和元年度

定期監査（前期）報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長並びに東かがわ市教育委員会に報告するものである。

令和元年12月

東かがわ市監査委員	楠田敬
同	三好良治
同	中川利雄

目 次

		頁
第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の主な実施内容	1
第 6	監査の実施場所及び日程	1
第 7	監査の結果	2
1	教育委員会（生涯学習課、学校教育課）	3

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

第3 監査の対象

教育委員会 (歴史民俗資料館、市立図書館・引田図書室、給食センター)

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

平成31年4月1日から令和元年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日

監査期日	対象部課	実施場所
令和元年10月16日 (水)	教育委員会 ○歴史民俗資料館 ○給食センター	・歴史民俗資料館 講堂 ・給食センター 食堂
令和元年10月17日 (木)	教育委員会 ○市立図書館・引田図書室	・市立図書館 会議室

第7 監査の結果

監査した結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る施設の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であったが、一部において、改善等を要する事項が見受けられた。具体的な各事項は、次表のとおりである。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項に、基づきその旨を通知されたい。

実施対象別の定期監査（前期）の改善等を求める事項の件数一覧表

実施対象 項目	歴史民俗資料館	給食センター	市立図書館・ 引田図書室	計
1 指摘事項	—	—	—	—
2 注意事項	—	1	1	2
3 検討事項	2	1	2	5
4 要望事項	1	—	—	1

備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

1 教育委員会

(1) 生涯学習課（歴史民俗資料館）

検討事項	
1	<p>事業開催の周知方法について</p> <p>各種イベント等の開催案内の周知は市広報紙を通じて行っているが、より多くの参加者を募るため、広報紙のみの周知に留まらず、市ホームページ等への掲載も検討されたい。</p>
2	<p>入館者数の増加対策について</p> <p>定期的に企画展示等を実施し、一定の入館者数を確保できているが、通常時の入館者数が非常に少ないと運営委員会の中で議論されている。この解決策として、常設展示物の展示替え等の実施により、新たな集客が見込める環境づくりを検討されたい。</p>

要望事項	
1	<p>現金の取扱い・保管について</p> <p>釣銭用の現金の管理については、決められた場所に保管し、適正に管理がなされている。しかし、釣銭の残高を確認する際、金種ごとに保管しているものの、硬貨を積み重ねて管理しているため、金額の確認に時間を要する。できればひと目で残高が確認できるような保管方法への改善を要望する。</p>

(2) 学校教育課（給食センター）

注意事項	
1	<p>業務委託契約書類について</p> <p>施設の管理上で警備保障委託業務を締結しているが、契約書類の発注者側の押印もれが確認された。直ちに是正されたい。</p>

検討事項	
1	<p>研究会負担金の支出について</p> <p>香川県栄養教諭・学校栄養職員研究会に市から2名参加し、負担金は3,000円/人が必要とのことである。市費からは、1人あたり2,400円支出され、600円を参加者本人が自己負担しているとのことである。本来、公的な会合等に出席する場合、全額公費負担が妥当であると考えられるため、今後は、全額公費負担で支出するような措置を検討されたい。</p>

(3) 生涯学習課（市立図書館、引田図書室）

注意事項	
1	<p>領収書の差し換えに関する対処方法について</p> <p>図書館利用者に対し、交付する領収書の差し換えが生じた場合の対処について、聴取したところ、領収書の差し換えがあった記録のみで、誰がどう対応したのかが不明であり、会計処理上、正当な行為であったかの確認が取れない状況にある。</p> <p>対処方法が証拠として残るよう是正されたい。</p>

検討事項	
1	<p>記入簿の管理について</p> <p>図書管理関係の記入簿に数値の書き間違いの見え消し線が何点か散見できた。誰が訂正したのか不明であるため、訂正箇所については、訂正印を押印するよう検討されたい。</p>
2	<p>図書購入見積書の様式について</p> <p>図書購入の際に使用する見積書の提示を求めたところ、数値の記入欄には、図書の本体価格に対する見積割合のパーセンテージを記入する様式となっており、数値の記入箇所に、小数点以下一位まで表記するものか、整数を記入すべきか不明な様式となっている。</p> <p>また、このような書式は、後から意図的に不正な数値を記入可能な状態にあり、信憑性を欠くため、見積様式の改善を検討されたい。</p>